

※申請前に必ずご覧ください※

申請資格

「じーも」着ぐるみ貸出申請に当たっては、北九州市暴力団排除条例(平成 22 年北九州市条例第 19 号)第 6 条により、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者にあたらぬことを要する。

「じーも」着ぐるみの取り扱い注意事項

- 1 着ぐるみは、政治的行為、宗教的行為及び営利行為に使用することはできません。
- 2 個人的な使用は出来ません。町内会や子ども会単位での使用は可能です。
- 3 着ぐるみは、大変壊れやすくできています。大切に扱ってください。特に、頭部は非常に壊れやすいので、注意してください。
- 4 着ぐるみの装着場所として、着ぐるみ専用の控え室をご準備ください。専用の控え室が準備できない場合は、必ず関係者以外から見えない場所としてください。(着ぐるみ以外のスタッフと共同の控え室のご利用は避けてください)
- 5 控え室等、じーもが完全体でない可能性のある場所での撮影は厳禁とします。
- 6 「じーも」の取扱いは18歳以上の方で行い、子どもたちの夢を壊さないよう心掛けてください。
- 7 素材上、大変汚れやすいため、取り扱いには十分注意してください。
- 8 雨の日の屋外での使用は厳禁とします。
- 9 着ぐるみの中からは、足元が見えません。イベントなどの際は、必ず介助者をつけ、周囲の安全に気をつけてください。
- 10 じーもの着ぐるみは、基本的に身長160cm以下の大きさと活動するよう心掛けてください(可能であれば150cm程度の大きさと活動)。そのため、できるだけ小柄な方が入るか、腰をかかめて入ってください。170cm以上の方は負担が大きいため避けてください。
- 11 「じーも」は話すことは出来ません。中で声を出すことは厳禁です。
- 12 「じーも」のイメージを損なうような行動は絶対にしないでください。
- 13 WEBサイトや紙媒体などで「じーも」のイラストや写真などの画像を使用する場合は、別に申請が必要です。また、着ぐるみ使用后、その写真をブログに掲載する場合などは、ご相談ください。
- 14 使用後は、手、お尻部分の汚れふき取りのほか、着ぐるみ内部に消臭除菌スプレーを施し、乾燥させた後、ご返却ください。
- 15 期日までに、必ずご返却ください。一日でも返却が遅れる場合は、門司区総務企画課にご連絡ください。
- 16 ご返却後、大きな汚損が認められた場合には、修繕及びクリーニングにかかる実費を請求させていただきます。
- 17 「じーも」は北九州市門司区の Mascot キャラクターです。地元産以外の商品PRは原則行わないでください。